

第 号	納 税 者	住 所				
令和 年度	氏 名					
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	万
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額			
区 分			課 税 標 準 額	税 率	道 府 県 民 税	市 町 村 民 税
均 等 割 分			(1)		円	円
所 得 金			(2)			
山 林 所 得 金			(3)			
退 職 所 得 金			(4)			
小 計			(2)+(3)+(4) (5)			
所 分 離 課 税 所 得 金 額	短 期 譲 渡	9 % 適 用 分	(6)			
		5 % 適 用 分	(7)			
	一 般 の 譲 渡		(8)			
	長 期 譲 渡	優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡	(9)			
		居 住 用 財 産 の 譲 渡	(10)			
	一 般 株 式 等 の 譲 渡		(11)			
	上 場 株 式 等 の 譲 渡		(12)			
	上 場 株 式 等 の 配 当 等		(13)			
	先 物 取 引		(14)			
	肉 用 牛 の 売 却 価 額		(15)			
小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)			(16)			
調 整 控 除 額			(17)			
配 当 控 除 額			(18)			
(18)-(19)			(20)			
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額			(21)			
(20)-(21)			(22)			
寄 附 金 税 額 控 除 額			(23)			
(22)-(23)			(24)			
外 国 税 額 控 除 額 等			(25)			
(24)-(25)			(26)			
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額			(27)			
(26)-(27)			(28)			
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28)			(29)			円
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額			(30)			
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額			(31)			
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31)			(32)			
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額			(33)			
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限						
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期		
第 1 期	円	円	円	令和 年 月 日から 月 日まで		
第 2 期				令和 年 月 日から 月 日まで		
第 3 期				令和 年 月 日から 月 日まで		
第 4 期				令和 年 月 日から 月 日まで		
納 付 場 所						
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号			
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類	支 払 者 の 名 称			
年 1 0 月	円	支 払 者 の 名 称				
年 1 2 月		支 払 者 の 法 人 番 号				
年 2 月						
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における箇年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>						
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額				
年 4 月		円				
年 6 月						
年 8 月						
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>						
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額				
年 4 月		円				
年 6 月						
年 8 月						
令和 年 月 日	市 町 村 長 氏 名				印	

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考
- この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
 - 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
 - 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
 - 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
 - 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

市町村民税 納税通知書（分離課税に係る所得割分）
道府県民税

第 令和	号 年	納 税 者	氏 名					殿
			住 所					
普 通 税	市 町 村 民 税 道 府 県 民 税	百	十	万	千	百	十	円
上 記 の 明 細								
区 分	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額 ①		既に徴収されたまたは 徴収されるべき額 ②		不 足 税 額 ①-②		
市 町 村 民 税								
道 府 県 民 税								
計								
延 滞 金	<p>地方税法第328条の5第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年<small>うるし</small>の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
納 期 限								
納 付 場 所								
<p>上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村民長 氏 名 印</p>								

注意 裏面をよくお読み下さい。

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。

第四号様式（第二条関係）

第 号	督 促 状					
納税者または特別徴収義務者	氏名または 名 称	殿				
	住所または 所 在 地					
令和 (度) 分	市町村民税 道府県民税	円	第	期 (月) 分	円	
税額または 納入金額	百	十	万	千	百	十 円
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
督促手数料	円					
<p>上記の金額を至急市（町、村）指定金融機関等（会計管理者）に納付（入）して下さい。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 <input type="text"/></p>						

- 備考
- 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
 - 2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年（度）分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期（月）分」の欄には記載しないこと。
 - 3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第四号の二様式 (第二条関係)

第 号	督 促 状			
特別徴収義務者	氏名又は 名 称	殿		
	住所又は 所 在 地			
令和 年 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 月 分	
納 入 金 額	百 十 万 千 百 十 円			
		基礎となる税額	課 率	加 算 金 額
更正(決定) による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円 $\frac{10}{100}$	①
		5%加重分	$\frac{5}{100}$	
	不申告加算金額	15%適用分	$\frac{15}{100}$	②
		5%加重分	$\frac{5}{100}$	
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	
		5%適用分	$\frac{5}{100}$	
	重加算金額	35%適用分	$\frac{35}{100}$	④
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	
		40%適用分	$\frac{40}{100}$	
		10%加重分	$\frac{10}{100}$	
納 入 額 ①+②+③+④+⑤				
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>			
督促手数料	円			
<p>上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市町村村長 氏 名 印</p>				

- 備考
- 1 この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
 - 2 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 3 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 6 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	市町村民税 道府県民税 更正（決定）通知書	令和 年 月 分			
特別徴収義務者 氏名又は名称 殿 住所又は所在地					
申告書提出期限	令和 年 月 日	申告書提出年月日 令和 年 月 日			
	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額	市 町 村 民 税 額			
		道 府 県 民 税 額			
更正（決定）による 税額等 ①	円	円			
既に納入の確定した 税額 ②	円	円			
この通知書により納 入すべき税額 ①－②	円	円			
延 滞 金	<p>申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>				
		基礎となる税額 円			
		課 率			
		加 算 金 額 円			
更正（決定） による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	10 100	③	
		5%加重分	5 100		
	不申告加算金額	15%適用分	15 100	④	
		5%加重分	5 100		
		10%加重分	10 100		
	重加算金額	5%適用分	5 100	⑤	
		35%適用分	35 100	⑥	
		10%加重分	10 100	⑦	
40%適用分	40 100				
10%加重分	10 100				
納 入 額 ③＋④＋⑤＋⑥＋⑦					
納 期 限	令和 年 月 日	納入場所			
<p>地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>					

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「③」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 3 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑥」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑦」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

令和 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

表

市町村長殿	現住所	整理番号
	1月1日現在の住所	業種又は職業
	フリガナ	電話番号
提出年月日	氏名	個人番号
年 月 日	生年月日	印
	明・大・昭 平・令	世帯主の氏名
		続柄

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を合わせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑭ 社会保険料	社会保険の種類	支払った保険料	円
控除			
	合計		
⑮ 生命保険料	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除(学校名)
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
	フリガナ氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
㉑～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同居・配偶者	生年月日	明・大・昭 平・令
	配偶者氏名	配偶者の合計所得金額	円
	個人番号		
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄
			控除額
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄
			控除額
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄
			控除額
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	生年月日	平・令
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄
	フリガナ氏名	生年月日	平・令
	個人番号	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
			続柄
			控除額の合計

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
		公的年金等	キ	
		雑	業務	ク
			その他	ケ
		総合譲渡	短期	コ
			長期	サ
			一時	シ
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		公的年金等	⑦	
		雑	業務	⑧
			その他	⑨
			合計	⑩
			総合譲渡・一時	⑪
			合計	⑫
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	基礎控除	㉔		
	⑬から㉔までの計	㉕		
	雑損控除	㉖		
	医療費控除	㉗		
	合計	㉘		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所	受付日付印
氏名	

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等		円			
合計		円			
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
国外株式等に係る外国所得税額				

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
		円	円	円	円	円
	長期					ロ
	一時					ハ
ニ 合計 $I+[(ロ+ハ) \times 1/2]$						

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面のニの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1					
フリガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
2					
フリガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
3					
フリガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額					

13 事業税に関する事項

非課税所得 など	所得金額
	円
損益通算の特 例適用前の 不動産所得	円
事業用 資産の 譲渡損 失など	円
前年中の 開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人 番号	住所
1			
フリガナ	氏名	個人 番号	住所
2			
フリガナ	氏名	個人 番号	住所
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
フリガナ	氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所

令和 年度分 市町村民税 申告書 (分離課税等用)
道府県民税

第五号の四様式別表(第二条関係)

フリガナ		生 年 月 日	整理番号	
氏 名			電話番号	
個人番号				

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

1 収入金額	短期譲渡	一般分	ス	
		軽減分	セ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
		優良住宅地等に 係る譲渡	タ	
		居住用財産の 譲渡	チ	
		一般株式等の譲渡	ツ	
		上場株式等の譲渡	テ	
		上場株式等の配当等	ト	
		先物取引	ナ	

この申告書(分離課税等用)は、市町村民税・道府県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必 要 経 費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
				特例適用条文

5 所得金額	短期譲渡	一般分	㉑	
		軽減分	㉒	
	長期譲渡	一般の譲渡	㉓	
		優良住宅地等に 係る譲渡	㉔	
		居住用財産の 譲渡	㉕	
		一般株式等の譲渡	㉖	
		上場株式等の譲渡	㉗	
		上場株式等の配当等	㉘	
		先物取引	㉙	

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 = A - (給与所得控除額 + (B - 給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A - B - C - D)	
	円	円	円	円	円	
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引(A - B)	所得金額(C × 1/2)
	円	年 (年 月 間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

外国の所得税等の額の控除に関する明細書

氏名 _____

この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によって道府県民税及び市町村民税の所得割額から控除を受けようとする場合に、市町村民税 申告書に添付して提出して下さい。
道府県民税

当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当年分の控除限度額	所得税法第95条第1項に規定する控除限度額 (イ)	円	当年分の控除余裕額	国税の控除余裕額 (イ) - (ハ)	(ト)	円
	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第14条第1項に規定する控除限度額 (ロ)			道府県民税の控除余裕額 [(イ)+(ロ)+(ハ)-(ニ)]又は(ハ)のうち低い金額 (チ)	(リ)	
	(イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算した金額 (ハ)			市町村民税の控除余裕額 (ホ)-(ハ)又は(ニ)のうち低い金額 (リ)	(ル)	
	(イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算した金額 (ニ)			計 (ト)+(チ)+(リ)	(ス)	
	計 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)	(ホ)			当年分の控除限度額を超える外国税額 [(ハ)-(ホ)]	(セ)
当年において課された外国税額 (ハ)						

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前年からの繰越額	当年分とみなす額	翌年繰越額	
	前年からの繰越額	当年に加算する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に加算する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に加算する額	翌年繰越額				
年	(1) 円	円	/	(2) 円	円	/	(3) 円	円	/	(1) 円	円	/	
年	(4)		円	(5)		円	(6)		円	(2)		円	
年	(7)			(8)			(9)			(3)			
合 計	(7)	(7)		(8)	(3)		(9)	(1)		(7)	(7)		
当 年 分	(ト)の額	(ホ)の額	(ト)-(ホ)の額	(フ)の額	(セ)の額	(フ)-(セ)の額	(リ)の額	(キ)の額	(リ)-(キ)の額	(セ)の額	(7)+(3)+(1)の額	(セ)-{(7)+(3)+(1)}の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年の各年の国税の控除限度額		前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分		前3年以内の控除余裕額の当年の限度額への加算額			国税	(7) 円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当年への繰越額		国税	(ホ) 円	
年	(8)	円	年				指定都市	道府県民税			(9)	道府県民税	(キ)
年	(7)		年				一般市	市町村民税			(1)	市町村民税	(ル)
年	(7)		年				指定都市	計				計	(リ)
年	(7)		年				一般市						

前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細

控除未済外国税額の生じた年度	道府県民税			市町村民税		
	控除未済外国税額	当該年度控除額	翌年度繰越額 (イ)-(ロ)	控除未済外国税額	当該年度控除額	翌年度繰越額 (ア)-(イ)
年度	円	円	/	円	円	/
年度			円			円
年度						
当該年度分	/	/		/	/	
計	円	円		円	円	

備考

- 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、この様式中「 $\frac{12}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{6}{100}$ 」と、「 $\frac{18}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{24}{100}$ 」とする。
- この様式の記載の要領は、次によること。
 - 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額（地方税法施行令第7条の19第5項及び第6項の適用がある場合には、適用前の金額）又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。
 - 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ホ)の金額に充てられるものを、国税、道府県民税、市町村民税の別に記載すること。
 - 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(セ)の金額に充てられるものを記載すること。
 - 各「前3年の各年の国税の控除限度額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の控除余裕額がある年について、その年分の所得税法第95条第1項に規定する控除限度額を、各「前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分」は、地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、「指定都市」に「○」を、それ以外の市町村にあっては、「一般市」に「○」を記載すること。

収入金額に関する計算書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

第六号様式別表八 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

1. 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	船舶保険①	円	$\frac{25}{100}$	円
	運送及び貨物保険②		$\frac{45}{100}$	
	自動車損害賠償責任保険③		$\frac{10}{100}$	
	地震保険④		$\frac{20}{100}$	
	火災保険⑤		$\frac{40}{100}$	
	上記以外の損害保険⑥		$\frac{40}{100}$	
	合計 ①+②+③+④+⑤+⑥ ⑦			
収入金額に関する明細書				
保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑧	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ⑨	正味収入保険料 ⑧-⑨ ⑩	
船舶保険⑪	円	円	円	
運送保険				
貨物保険				
小計⑫				
自動車損害賠償責任保険⑬				
地震保険⑭				
火災保険⑮				
上記以外の損害保険				
	その他の保険			
	小計⑯			
合計				

2. 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険 ⑰	円	$\frac{16}{100}$	円
	保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険 ⑱		$\frac{26}{100}$	
	合計 ⑰+⑱ ⑲			
収入金額に関する明細書				
保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑳	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ㉑	正味収入保険料 ⑳-㉑ ㉒	
保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険	円	円	円	
保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険				
合計				

3. 株式会社日本貿易保険の収入金額に関する計算

課税標準の計算㉓	収入金額	率	課税標準
		円	$\frac{15}{100}$
収入金額に関する明細書			
収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ㉔	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ㉕		正味収入保険料 ㉔-㉕ ㉖
円	円		円

表

軽油引取税免税証

リットル

交付印

販売業者
の所在地

氏名又は
名称

第十六号の十三様式(第八条の二十八関係)
縦 六十六・五ミリメートル
横 百十五・〇ミリメートル

地紋 幾何学的精密彫刻機によるもの

刷色 菜種色

裏

販売業者の氏名又は名称 _____

上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。

令和 年 月 日

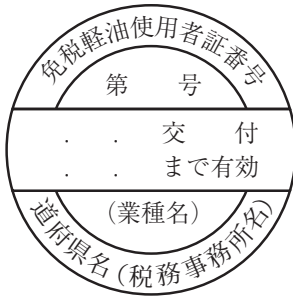
住 所

業種名及び氏名印

注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

- 備考
- 1 道府県は、10,000リットル、5,000リットル、1,000リットル、500リットル、200リットル、100リットル、50リットル、20リットル、18リットル、10リットル、5リットル及び1リットルの免税証を作成することができる。
 - 2 1,000リットル以上の所要数量については、この様式により複写2連式の免税証を作成することができる。
 - 3 免税証の交付に当たっては、一連の番号を付すこと。
 - 4 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項各号の免税軽油の引取りの別に次の様式の交付印を押印すること。



なお、「(業種名)」の欄には、次の業種区分により略称を記載すること。

業 種	略 称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化

業 種	略 称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁 船 漁 船 以 外 の 船 舶 漁 船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自 衛 隊 自
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両 軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等 林 業 等 農 林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業 生コンクリート製造業 鉱物の掘採事業 とび・土工工事業 鉱さいバラス製造業 港湾運送業 倉庫業 貨物利用運送事業等 航空運送サービス業 廃棄物処理事業 木材加工業 木材市場業 堆肥製造業 索道事業 セ 生 鉱 と バ 港 倉 貨 空 廃 木加 木市 肥 索

--	--

申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 8. その他()
------	---

取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()
------	---

課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()
------	--

種別割	
環境性能割	

自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)

知事殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録年月日	初度登録年月
					年 月 日	年 月
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	用途	種別			型式
		01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス(一般貸切用)	1. 普通 2. 小型 3. 三輪	営業・自区分	車体の形状	
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号
		人()	kg()	kg	kg	類別区分番号
		原動機の型式	長さ	幅	高さ	燃料の種類
			cm	cm	cm	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()
	(7桁)氏名又は名称	車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号	主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入		
		令和 年 月 日				
	生年月日	車両本体	取得前の用途			
			1. 営業用 2. 自家用 3. その他() 年			
電話番号	付加物	所有形態				
		1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()				
所有者	住所又は所在地	付加物の内訳	申告・報告義務者に関する住所又は所在地			
		(品名) (価額) 円	氏名又は名称			
使用者	住所又は所在地	課税標準額	電話番号			
旧所有者	住所又は所在地	税額				
旧使用者	住所又は所在地	税率区分	記載要領14を参照			
		燃費	変速装置	構造	バリアフリー・ASV特例	
		km/l	A T・MT	A B1・B2	受否 記載要領16を参照	
		年税額				
		税額				
		種別割				
		グリーン特例				
		1. 電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 2. ★★★かつR2年度燃費基準+30%達成 3. ★★★かつR2年度燃費基準+10%達成 4. (R1年度)電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 5. (R1年度)★★★かつR2年度燃費基準+30%達成 6. (R1年度)★★★かつR2年度燃費基準+10%達成 7. ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超 8. デイゼル車新車新規登録後11年超				
		税額の合計				

第十六号の四十三様式(用紙日本産業規格A4)(第九条の五及び第九条の十七関係)

※この欄には記入しないこと。

第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～11又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）（R2.9.30まで） | 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 07. 01～06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 08. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 09. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 10. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 11. 01～03及び08～10に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 12. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 13. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 15. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）（R2.9.30まで） | 16. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 17. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 18. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 19. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 20. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 21. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 22. 12～14及び19～21に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |

【2.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|--|--|--|
| 23. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
- 【2.5t超3.5t以下バス・トラック】
- | | | |
|---|--|--|
| 28. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつH27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | |
| 36. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） | 37. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 38. H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 40. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 39. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |
| 41. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | | |

【3.5t超バス・トラック】

- | | |
|--|---|
| 43. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 46. H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 47. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 48. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 49. H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【その他の自動車】

- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
| 54. 01～53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 55. 01～53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

上記14の01～50、53～55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。

（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以上となるものであること。 （ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

16 「パリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。

- | | | | |
|---|---------------------------------|--|------------------------------|
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> | 04. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |
| 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |

09. A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 10. 31まで)>
 11. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20t超22t以下トラック) <175万円控除(R2. 10. 31まで)>
 13. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
 20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
 25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8 t超20t以下トラック) <350万円控除>
 26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <350万円控除(R1. 11. 1以降)>
 10. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3. 5t超8 t以下トラック) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 12. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 14. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12t超バス等) <175万円控除(R1. 10. 31まで)>
 16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
 22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5 t超12t以下バス等) <525万円控除(R1. 10. 31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、令和元年度に新車新規登録された自動車については、4 から 6 までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

給与支払報告書（個人別明細書）

第十七号様式別表（用紙日本産業規格 A 5）（第十条関係）

※										※種 別					※整 理 番 号					※									
支 払 を 受 け る 者	住 所	※区分										(受給者番号)																	
												(個人番号)																	
												(役職名)																	
												氏 名 (フリガナ)																	
種 別										支 払 金 額					給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)					所 得 控 除 の 額 の 合 計 額					源 泉 徴 収 税 額				
										内 千 円					千 円					千 円					内 千 円				
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数															
有 従有		千 円		特 定		老 人		そ の 他			人		特 別		そ の 他		人												
				人 従人		内 人 従人		人 従人			人		内 人		人		人												
社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額														
内 千 円					千 円					千 円					千 円														
(摘要)																													
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額																			
		円		円		円		円		円																			
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日(1回目)		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)													
				円		年 月 日		年 月 日						円		円													
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額		円													
		個人番号								基礎控除の額		円		所得金額調整控除額		円													
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) 氏名		区分		16歳未満の扶養親族		1 (フリガナ) 氏名		区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																	
		個人番号						個人番号																					
		2 (フリガナ) 氏名		区分				2 (フリガナ) 氏名		区分																			
		個人番号						個人番号																					
		3 (フリガナ) 氏名		区分				3 (フリガナ) 氏名		区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																	
		個人番号						個人番号																					
		4 (フリガナ) 氏名		区分				4 (フリガナ) 氏名		区分																			
		個人番号						個人番号																					
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者(特別)	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日																
										就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日											
支 払 者		個人番号又は法人番号		(右詰で記載してください。)																									
		住所(居所)又は所在地																											
		氏名又は名称		(電話)																									

第17号様式別表記載要領

- 1 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 2 「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 3 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 4 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成 年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 5 「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）
- 6 「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 7 「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。
- 8 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）氏名」）
また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 9 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下9において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）又は特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいう。（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
- 10 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
- 11 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。
- 12 「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。
- 13 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。
- 14 「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下14において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
- 15 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。
- 16 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（1）個人番号」）
- 17 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（2）個人番号」）
- 18 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。
- 19 「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 20 ※印の欄には、記載しないでください。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)


										※種 別	※整理番号				※	
										個人番号						
支払を受ける者	※区 分															
	住 所															
	(フリガナ)															
氏 名									生年	月	日	明 治	大 正	昭 和	平 成	令 和
区分			支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			千 円				千 円									
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																
所得税法第203条の3第7号適用分																
本 人			源泉控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額	
特 別 障害者	その他の 障害者	特別 寡婦	寡婦 寡夫	一般	老人	特定	老人	その他			特 別	その他			千 円	
						人 人 人			人 人		人 人					
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族								
(フリガナ)	区分			配偶者の合計所得 円			(フリガナ)	区分			(フリガナ)	区分				
氏名				1			氏名	1			氏名	1				
個人番号	48万円以下			個人番号			個人番号	個人番号			個人番号	個人番号				
(摘要)	2			2			氏名	2			氏名	2				
			個人番号			個人番号			個人番号			個人番号				
支 払 者		法 人 番 号		所 在 地		名 称		電 話 番 号								

第17号の2様式別表記載要領

- 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。
- 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
 - 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
 - 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、48万円以下である場合には「48万円以下」の項に★印を記載すること。
- 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載すること。
- 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- ※の欄には、記載しないこと。

徴収猶予の申請書

第十九号様式（第十条の二の三関係）

 受付印	年 月 日	相互協議申立て年月日	年 月 日	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
	住所	(ふりがな)		氏名
	(電話)			

地方税法第321条の7の13第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	年 度	納期限	市町村民税額	延滞金額
				円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	年 度	納期限	市町村民税額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

- 第19号様式記載要領
- この申請書は法第321条の7の13第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
 - ※印の欄は記載しないこと。

--	--

申告区分	1. 新規取得(新車) 2. 新規取得(中古車) 3. 移転 4. 転入 5. 転出 6. 抹消 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有) 8. その他()
------	---

取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()
------	---

課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()
------	--

軽自動車税(環境性能割)申告書(報告書)

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	旧車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月	
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日	年 月	
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (都道府県、市町村名、番地まで記入)		用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 09. 特殊用途自動車() 10. その他()							
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記す)	<input type="text"/>		種別	2. 小型 <input type="checkbox"/>	営・自区分	1. 営業用 <input type="checkbox"/>	車体の形状	車名(通称名)			型式
		<input type="text"/>		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号			
		<input type="text"/>		人()	kg()	kg	kg	kg				
	(フリガナ)氏名又は名称	Ⓡ		原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類		
					cm	cm	cm	l kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他() <input type="checkbox"/>		
	生年月日	年 月 日		車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号		主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入					
		年 月 日		令和 年 月 日								
	電話番号	<input type="text"/>		通常の取得価額	車両本体	<input type="text"/>		取得前の用途				
		<input type="text"/>		付加物	<input type="text"/>		1. 営業用 2. 自家用 3. その他() 年					
住所又は所在地	(フリガナ)氏名又は名称		付加物の内訳	(品名)	(価額)	所有形態						
					円	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他() <input type="checkbox"/>						
住所又は所在地	(フリガナ)氏名又は名称		課税標準額	<input type="text"/>		申告外 報告義務者に 関する 報告義務者に 関する	住所 又は 所在地					
			税額	/100 <input type="text"/>			氏名 又は 名称					
住所又は所在地	(フリガナ)氏名又は名称		税率区分	記載要領14を参照 <input type="text"/>		電話番号	()					
			燃費	変速装置	構造							
住所又は所在地	(フリガナ)氏名又は名称		km/l	A・T・M・T	A・B							

※この欄には記入しないこと。

第三十三号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十五条の十二関係)

第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「R2年度燃費基準+40%達成」は「H22年度燃費基準+110%達成」に、「R2年度燃費基準+30%達成」は「H22年度燃費基準+95%達成」に、「R2年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+80%達成」に、「R2年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+65%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に、「H27年度燃費基準+10%達成」は「H22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつR2年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつR2年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100)(R2.9.30まで) | |
| 06. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100)(R2.9.30まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100)(R2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)(R2.10.1以降) | |
| 09. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)(R2.10.1以降) | |
| 10. 01~04、08及び09に該当しないもの(2/100)(R2.10.1以降) | |

【2.5t以下トラック】

- | | |
|--|--|
| 11. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(非課税) | 12. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) |
| 13. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |

【その他の軽自動車】

16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
17. 01~16に該当しないもの(2/100)
18. 上記14の01~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い)最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ)乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は)運転室の前方に原動機を有するものであること。

第33号の4の2様式記載要領

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第一号様式（用紙日本産業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第四条・第五条関係）

都道府県提出用（第一号様式）

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()			
	住所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) ㊞			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人	㊞			
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）		
紙巻たばこ	/	⑤ 本	★ ⑤	本	
葉巻たばこ	/	⑥ 本	★ ⑥	本	
パイプたばこ	① g	⑦ (①×1) 本	★ ⑦	本	
刻みたばこ	② g	⑧ (②×0.5) 本	★ ⑧	本	
加熱式たばこ	/	⑨ 本	★ ⑨	本	
かみ用のたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本	★ ⑩	本	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本	★ ⑪	本	
所持する製造たばこの数量の合計		⑫ (⑤～⑪の合計) 本			
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)		
道府県税	㊿ (⑫)	0.07	㊿ (㊿×0.07) 円		
区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)		
道府県税	㊿ (㊿) 円	㊿ 円	㊿ (㊿又は㊿-㊿) 円		
税理士法第30条の書面提出	㊿	作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出	㊿	㊞ (電話番号 - -)			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称			
	(〒 -) (☎ - -)				
	(〒 -) (☎ - -)				
都道府県整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納期限	
通信日付印	※ 令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日	
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第1号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第12条第3項又は附則第13条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 「⑥」欄には、所持する葉巻たばこについて、地方税法第74条の4第2項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
- 「⑨」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第74条の4第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
- 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
 - 平成30年改正法附則第12条第2項又は附則第13条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄に記載すること。
 - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「㊿」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第二号様式（用紙日本産業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第七条・第八条関係）

市区町村提出用
(第二号様式)

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)			
	住所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) ㊞			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人	㊞			
市区町村長殿	申告者				
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)		
紙巻たばこ		⑤ 本	★⑤ 本		
葉巻たばこ		⑥ 本	★⑥ 本		
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本	★⑦ 本		
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本	★⑧ 本		
加熱式たばこ		⑨ 本	★⑨ 本		
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本	★⑩ 本		
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★⑪ 本		
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 本			
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)		
市町村税	⑬(⑫)	0.43	⑭(⑬×0.43) 円		
区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)		
市町村税	⑮(⑭)	円⑯	円⑰(⑮又は⑮-⑱) 円		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	㊞ (電話番号 - -)			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称			
	(〒 -) (☎ - -)				
	(〒 -) (☎ - -)				
市区町村整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納期限	
通信日付印	※ 令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日	
※ 番号確認	※ 身元確認	☐ 済 ☐ 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	※	

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

- 別記第2号様式記載要領
- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第25条第3項又は附則第26条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
 - 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 - 「⑥」欄には、所持する葉巻たばこについて、地方税法第467条第2項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
 - 「⑨」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第467条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
 - 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
 - 平成30年改正法附則第25条第2項又は附則第26条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄に記載すること。
 - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑬」欄から、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄までの数量を合計した本数を記載すること。